

官報

号外

平成七年五月十二日

○第百三十二回 参議院会議録第二十一号

平成七年五月十二日(金曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第二十一号

平成七年五月十二日

午前十時開議

第一 千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 精神保健法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(原文兵衛君) これより会議を開きます。

日程第一 千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長田

平成七年五月十二日 参議院会議録第二十一号

村秀昭君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔田村秀昭君登壇、拍手〕

○田村秀昭君 たいいま議題となりました条約につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この条約は、平成元年三月にアラスカ沖で発生した大型タンカー座礁による大規模な油の汚染事件を契機に、そうした事件への初期対応の重要性を認識して平成二年十一月に作成されたものでありまして、油による汚染事件への準備及び対応に關し各締約国がとる措置、国際協力の枠組み等について定めるものであります。

委員会におきましては、油汚染防止のための国際的な協力と我が国の態勢、油流出事故の発生件数等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締結について承認を求めるの件 一部を改正する法律案外一件

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、本件は全会一致をもって承認することと決しました。

○議長(原文兵衛君) 日程第二 精神保健法の一部を改正する法律案

日程第三 結核予防法の一部を改正する法律案

〔いずれも内閣提出、衆議院送付〕

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生委員長種田誠君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔種田誠君登壇、拍手〕

○種田誠君 たいいま議題となりました二法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、精神保健法の一部を改正する法律案は、障害者基本法及び地域保健法の成立を踏まえ、精神障害者の社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者の保健福祉施策の充実を図るとともに、適正な精神医療の確保等所要の措置を講じ、あわせて精神医療に係る公費負担医療の公費優先の仕組みを保険優先の仕組みに改めようとするものであります。

次に、結核予防法の一部を改正する法律案は、近年の結核罹患率の低下傾向の鈍化、地域格差の

拡大等結核を取り巻く環境の変化に対応し、国及び地方公共団体の義務に係る規定の整備等を行うとともに、結核に係る公費負担医療の公費優先の仕組みを保険優先の仕組みに改めようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して審査し、公費負担医療の保険優先化、精神障害者の福祉施策の充実、精神障害者手帳の創設、精神科ソーシャルワーカーの国家資格化、結核医療基準の見直し等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、精神保健法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時七分散会

出席者は左のとおり。

議長 原文兵衛君
副議長 赤桐 操君

議員

横尾 和伸君	荒木 清寛君	守住 有信君	青木 幹雄君
都築 謙君	山崎 順子君	浦田 勝君	石井 道子君
武田 節子君	山下 栄一君	大塚清次郎君	宮崎 秀樹君
寺澤 芳男君	泉 信也君	下稲葉耕吉君	永田 良雄君
釘宮 磐君	浜四津敏子君	柳川 覺治君	岡野 裕君
北澤 俊美君	長谷川 清君	岡部 三郎君	高木 正明君
平野 貞夫君	猪熊 重二君	田沢 智治君	遠藤 要君
中川 嘉美君	刈田 貞子君	坂野 重信君	林田悠紀夫君
直嶋 正行君	寺崎 昭久君	沢田 一精君	伊江 朝雄君
星野 朋市君	木暮 山人君	北 修二君	宮澤 弘君
風間 昶君	牛嶋 正君	村上 正邦君	鹿熊 安正君
続 訓弘君	広中和歌子君	尾辻 秀久君	大島 慶久君
田村 秀昭君	小林 正君	関根 則之君	笠原 潤一君
勝木 健司君	片上 公人君	山崎 正昭君	松谷蒼一郎君
中西 珠子君	高桑 栄松君	服部三男雄君	加藤 紀文君
矢原 秀男君	中村 鋭一君	岡 利定君	河本 三郎君
林 寛子君	及川 順郎君	佐藤 泰三君	清水 達雄君
鶴岡 洋君	大久保直彦君	榑崎 泰昌君	片山虎之助君
吉田 之久君	石井 一二君	佐藤 静雄君	井上 章平君
井上 計君	永野 茂門君	鈴木 貞敏君	松浦 孝治君
松尾 官平君	堂本 曉子君	野沢 太三君	木宮 和彦君
河本 英典君	鈴木 栄治君	小野 清子君	久世 公堯君
安恒 良一君	椎名 素夫君	沓掛 哲男君	斎藤 文夫君
三石 久江君	溝手 顯正君	倉田 寛之君	上杉 光弘君
前島英三郎君	野村 五男君	井上 孝君	森山 眞弓君
狩野 安君	上野 公成君	松浦 功君	大木 浩君
吉村剛太郎君	南野知恵子君	斎藤 十朗君	井上 吉夫君
清水嘉与子君	西田 吉宏君	佐々木 満君	岩崎 純三君
成瀬 守重君	鎌田 要人君	井上 裕君	前田 勲男君
合馬 敬君	石渡 清元君	板垣 正君	谷畑 孝君
須藤良太郎君	矢野 哲朗君	角田 義一君	菅野 茂君

栗原 君子君	峰崎 直樹君	久保 巨君	矢田部 理君
今井 澄君	大脇 雅子君	瀬谷 英行君	星川 保松君
村田 誠賢君	堀 利和君	池田 治君	磯村 修君
種田 誠君	前畑 幸子君	市川 正一君	立木 洋君
日下部徳代子君	深田 肇君	上田耕一郎君	
谷本 巍君	菅野 壽君		
篠崎 年子君	大淵 絹子君	外務 大臣	河野 洋平君
竹村 泰子君	千葉 景子君	厚生 大臣	井出 正一君
一井 淳治君	渡辺 四郎君		
山口 哲夫君	稲村 稔夫君		
曾野 久光君	薬科 満治君		
上山 和人君	湖上 貞雄君		
糸久八重子君	久保田真苗君		
上野 雄文君	穂山 篤君		
青木 新次君	小川 仁一君		
鈴木 和美君	及川 一夫君		
大森 昭君	志苦 裕君		
武田邦太郎君	西川 潔君		
西山登紀子君	江本 孟紀君		
中尾 則幸君	島袋 宗康君		
高崎 裕子君	北村 哲男君		
萩野 浩基君	小島 慶三君		
既 正敏君	山田 俊昭君		
林 紀子君	清水 澄子君		
庄司 中君	栗森 喬君		
國弘 正雄君	吉川 春子君		
山本 正和君	細谷 昭雄君		
乾 晴美君	田 英夫君		
吉岡 吉典君	佐藤 三吾君		
松前 達郎君	笹野 貞子君		
古川三三郎君	有働 正治君		
橋本 敦君	藤澤 弘君		

議長の報告事項

去る四月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 河本 三郎君 補欠 林田悠紀夫君

厚生委員

辞任 山崎 正昭君 補欠 坂野 重信君

運輸委員

辞任 林田悠紀夫君 補欠 尾辻 秀久君

労働委員

辞任 尾辻 秀久君 補欠 河本 三郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方分権及び規制緩和に関する特別委員

辞任 坂野 重信君 補欠 大河原太一郎君

辞任 峰崎 直樹君 補欠 川橋 幸子君

鶴岡 洋君 釘宮 磐君
有働 正治君 吉川 春子君
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一七号)

政府調達に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一八号)
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案(閣法第九七号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
刑法の一部を改正する法律案

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案
放送法の一部を改正する法律案
同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員紀平悌子君提出国民医療に関する質問(答弁することができず期限 五月二十四日)同日国会において承認することを議決した次の件

を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律
刑法の一部を改正する法律

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律
放送法の一部を改正する法律

去る一日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
地方分権及び規制緩和に関する特別委員

川橋 幸子君 峰崎 直樹君
同日議員から次の質問主意書が提出された。

活断層対策等に関する質問主意書(荒木清寛君提出)
去る八日議員から次の質問主意書が提出された。

防衛庁・自衛隊における法律秘の保全に関する質問主意書(改正敏君提出)
同日次の質問主意書を内閣に転送した。

防衛庁・自衛隊における法律秘に関する再質問主意書(改正敏君提出)
同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日
官職名 官職名
外務省総合外交政策局長 山崎隆一郎 (解職) 平七三六
策局長事務代理

同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省総合外交政策局長柳井 俊二君
交政策局長柳井俊二君外一名(同日議長承認)を、第百三十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百三十二回国会政府委員に任命すること承認した。

外務省総合外交政策局長 柳井 俊二君
管理・科学審議官事務代理 杉内 直敏君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省総合外交政策局長柳井俊二君外一名(同日議長承認)を、第百三十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員
北村 哲男君 稲村 稔夫君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方分権及び規制緩和に関する特別委員
吉川 春子君 有働 正治君

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを沖繩及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

沖繩県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律案(第百二十九回国会衆第一二二号)
一昨十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 菅野 茂君 補欠 森 暢子君
山下 栄一君 北澤 俊美君

文教委員
辞任 森 暢子君 補欠 菅野 茂君
北澤 俊美君 山下 栄一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方分権及び規制緩和に関する特別委員
辞任 釘宮 磐君 補欠 統 訓弘君
有働 正治君 吉川 春子君

同日議員から次の質問主意書が提出された。

ガス事業の地震対策に関する質問主意書(荒木清寛君提出)
同日次の質問主意書を内閣に転送した。

活断層対策等に関する質問主意書(荒木清寛君提出)
防衛庁・自衛隊における法律秘の保全に関する質問主意書(改正敏君提出)

昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任 森 暢子君 補欠 菅野 茂君
北澤 俊美君 山下 栄一君

文教委員
辞任 菅野 茂君 補欠 森 暢子君
山下 栄一君 北澤 俊美君

同日委員長から次の報告書が提出された。

千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一〇号)審査報告書

精神保健法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)審査報告書

結核予防法の一部を改正する法律案(閣法第三六号)審査報告書

同日議長は、四月二十一日のリーッタ・ウオスカイネン・フィンランド共和国国会議長再選に際し、同議長宛祝電を発送した。

審査報告書

千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年五月十一日

外務委員長 田村 秀昭

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、油による汚染事件への準備及び対応に関し、各締約国がとる措置、国際協力の枠組み等について定めるものである。世界有数のタンカー保有国であり、かつ、石油輸入国である我が国がこの条約を締結することは、海洋環境の保全に資するとともに、この分野における国際協力を一層推進する見地から有意義である

ると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用
別に費用を要しない。

千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年四月十九日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約

この条約の締結国は、

人間を取り巻く環境、特に海洋環境を保全する必要があることを認め、

船舶、沖合施設並びに海港及び油取扱施設に関する油による汚染事件が海洋環境にとって重大な脅威となることを認識し、

油による汚染を回避するために予防措置及び防止措置をとることが重要であること、並びに海上における安全及び海洋汚染の防止に関する現行の

国際的な文書、特に、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約(その改正を含む。)及び千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書(その改正を含む。)を厳格に適用し並びに油を運送する船舶及び沖合施設の設計、運用及び維持に関する基準を速やかに強化することが必要であることに留意し、

油による汚染事件が発生した際に当該事件から生ずるおそれのある損害を最小にするため、迅速かつ効果的な措置をとることが不可欠であることに留意し、

油による汚染事件に対応するための効果的な準備が重要であること並びにこの点に関して石油業界及び海運業界が重要な役割を果たすことを強調し、

特に、油による汚染事件に対応するための各国の能力に関する情報の交換、油による汚染に対する緊急時計画の作成、海洋環境又は各国の沿岸及び関係利益に影響を及ぼすおそれのある重大な事件に関する報告書の交換並びに油による海洋環境の汚染に対応する方法についての研究開発に関する相互援助並びに国際協力が重要であることを認識し、

環境に関する国際法の一般原則である「汚染者負担」の原則を考慮し、

油による汚染損害に係る責任並びに賠償及び補償に関する国際的な文書、特に、千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約(以下「責任条約」という。)及び千九百七十一の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(以下「基金条約」という。)

う。)が重要であること並びに責任条約に関する千九百八十四年の議定書及び基金条約に関する千九百八十四年の議定書の早期の効力発生が強く求められていることを考慮し、

更に、地域的な条約及び取極を含む二国間及び多数国間の取極及び取決めが重要であることを考慮し、

海洋法に関する国際連合条約の関連規定(特に第十二部の規定)に留意し、

開発途上国(特に島嶼国)の特別のニーズを考慮しつつ、国際協力を促進し並びに油による汚染に係る準備及び対応に関する国家、地域及び世界全体の既存の能力を向上させることが必要であることを認め、

これらの目的を達成するための最善の方法は、油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約を締結することであることを考慮して、次のとおり協定した。

第一条 一般規定

(1) 締約国は、油による汚染事件について準備し及び対応するため、この条約及びその附属書の規定に従い、単独で又は共同してすべての適当な措置をとることを約束する。

(2) この条約の附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとし、「この条約」というときは、附属書を含めていうものとする。

(3) この条約は、軍艦、軍の補助艦又は国が所有し若しくは運航する他の船舶で政府の非商業的業務にのみ使用しているものについては、適用しない。ただし、締約国は、自国が所有し又は運航するこれらの船舶の運航又は運航能力を阻害しないような適当な措置をとることにより、

これらの船舶が合理的かつ実行可能である限りこの条約に即して行動することを確保する。

第二条 定義

この条約の適用上、

(1) 「油」とは、原油、重油、スラッジ、廃油、精製油その他のあらゆる形態の石油をいう。

(2) 「油による汚染事件」とは、油の排出に伴い又は伴うおそれのある一の出来事又は同一の原因による一連の出来事であつて、海洋環境又は一若しくは二以上の国の沿岸若しくは関係利益を脅かし又は脅かすおそれがあり、かつ、緊急措置その他の速やかな対応を必要とするものをいう。

(3) 「船舶」とは、海洋環境において運航するすべての型式の船舶類をいい、水中翼船、エアクッション船、潜水船及びすべての型式の浮遊機器を含む。

(4) 「沖合施設」とは、固定され又は浮いている沖合の施設又は構造物であつて、ガス若しくは油の探査、開発若しくは生産に関する活動又は油の積み込み若しくは積卸しに使用されるものをいう。

(5) 「海港及び油取扱施設」とは、油による汚染事件を生じさせ得る施設をいい、特に、海港、石油ターミナル、パイプラインその他の油取扱施設を含む。

(6) 「機関」とは、国際海事機関をいう。

(7) 「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

第三条 油汚染緊急計画

(1)(a) 締約国は、自国を旗国とする船舶に対し、機関が採択した規則に定めるところにより、油汚染船舶内緊急計画を当該船舶内に備えるこ

とを要求する。

(b) (a)の規定により油汚染船舶内緊急計画を備えることが要求されている船舶は、締約国の管轄の下にある港又は沖合の係留施設にある間、現行の国際協定又は当該締約国の国内法令の下における慣行に従い、当該締約国から正当に権限を与えられた職員による検査に服する。

(2) 締約国は、自国の管轄の下にある沖合施設の管理者に対し、第六条の規定に従つて確立する国家的な体制に適合するように調整された油汚染緊急計画であつて、自国の権限のある当局が定める手続に従つて承認されたものを備えることを要求する。

(3) 締約国は、自国の管轄の下にある適当と認める海港及び油取扱施設に責任を有する当局又は管理者に対し、第六条の規定に従つて確立する国家的な体制に適合するように調整された油汚染緊急計画又はこれに類似する規程であつて、自国の権限のある当局が定める手続に従つて承認されたものを備えることを要求する。

第四条 油による汚染に係る通報に関する手続

(1) 締約国は、次のことを行う。

(a) 自国を旗国とする船舶の船長又は当該船舶に責任を有する船長以外の者及び自国の管轄の下にある沖合施設の管理者に対し、当該船舶又は当該沖合施設において油の排出に伴い又は伴うおそれのある出来事が生じた場合には、その旨を次に掲げる沿岸国に遅滞なく通報するよう要求すること。

(ii) 沖合施設の場合には、当該施設について管轄権を有する沿岸国

(b) 自国を旗国とする船舶の船長又は当該船舶に責任を有する船長以外の者及び自国の管轄の下にある沖合施設の管理者に対し、油の排出を伴う出来事又は油の存在を海上で発見した場合又は、その旨を次に掲げる沿岸国に遅滞なく通報するよう要求すること。

(i) 船舶の場合には、最寄りの沿岸国

(ii) 沖合施設の場合には、当該施設について管轄権を有する沿岸国

(c) 自国の管轄の下にある海港及び油取扱施設の管理者に対し、油の排出を伴い若しくは伴うおそれのある出来事が生じた場合又は油の存在を発見した場合又は、その旨を自国の権限のある当局に遅滞なく通報するよう要求すること。

(d) 海洋巡視のための自国の船舶又は航空機及び他の適当な施設又は職員に対し、海上又は海港若しくは油取扱施設において油の排出を伴う出来事又は油の存在を発見した場合には、その旨を自国の権限のある当局又は、場合に応じ、最寄りの沿岸国に遅滞なく通報するよう指導すること。

(e) 民間航空機の操縦者に対し、油の排出を伴う出来事又は油の存在を海上で発見した場合又は、その旨を最寄りの沿岸国に遅滞なく通報するよう要請すること。

(2) (1)(a)の規定による通報については、機関が定めた規則並びに機関が採択した指針及び一般原則に従つて行う。(1)(a)(ii)及び(b)(d)までの規定による通報については、適用可能な限り、機関が採択した指針及び一般原則に従つて行う。

り、機関が採択した指針及び一般原則に従つて行う。

第五条 油による汚染に係る通報を受けた場合にとる措置

(1) 締約国は、前条に規定する通報を受け又は他の情報源から汚染に関する情報の提供を受けた場合には、次のことを行う。

(a) 関係する出来事が油による汚染事件に該当するかどうかを決定するため、当該出来事を評価すること。

(b) 油による汚染事件の性質、程度及び生じ得る影響を評価すること。

(c) その後、油による汚染事件によってその利益が影響を受け又は受けるおそれのあるすべての国に対し、当該事件について遅滞なく通報すること。その通報には次の事項を含めるものとし、当該通報は、当該事件に対応するためにとる措置が終了し又は関係国が共同でとる措置を決定するまでの間行う。

(i) 当該事件に対する自国の詳細な評価及び当該事件に対応するために自国がとった又ははとうとしていた措置

(ii) 適当な追加の情報

(2) 締約国は、油による汚染事件が重大なものである場合には、直接に又は、適当なときは、関係地域機関若しくは関係地域取決めを通じて、(1)(b)及び(c)に規定する情報を機関に提供すべきである。

(3) (2)の締約国以外の国であつて油による汚染事件によって影響を受けるものは、当該事件が重大なものである場合には、直接に又は、適当なときは、関係地域機関若しくは関係地域取決め

を通じ、自国の利益に対する脅威の程度に関する自国の評価及び自国がとつた又はとろうとしてゐる措置について機関に通報するよう要請される。

(4) 締約国は、他の国及び機関との情報交換並びにこれらへの通報を行う場合には、実行可能な限り、機関が定めた油汚染通報制度を利用すべきである。

第六条 準備及び対応のための国家的及び地域的な体制

(1) 締約国は、油による汚染事件に迅速かつ効果的に対応するための国家的な体制を確立する。この体制は、少なくとも次の要件を満たすものとする。

- (a) 次に規定する組織を指定すること。
- (i) 油による汚染に係る準備及び対応について責任を有する自国の権限のある当局
- (ii) 第四条に規定する油による汚染に係る通報の受領及び伝達について責任を有する自国の業務上の窓口
- (iii) 援助を要請し又は要請された援助の提供を決定することについて自国を代表する権限を有する一の当局

(b) 準備及び対応のための国家的な緊急時計画（機関が作成した指針を考慮に入れたもの）であつて、関係を有する各種の団体（公的なものであるか私的なものであるかを問わない）の相互の関係について定めるものを有すること。

(2) 締約国は、更に、可能な範囲内で、個々に又は二国間若しくは多数国間の協力を通じ、適当な場合には石油業界、海運業界、港湾当局その他

他の関係団体の協力を得て、次のことを行う。
(a) 油の流出に対応するために配置されるべき最低限必要な資材（関係する危険に応じたものの水準を定め、及び当該資材の使用に係る計画を作成すること）。

(b) 油による汚染に対応する組織及び関係する人員の訓練に関する計画を作成すること。

(c) 油による汚染事件への対応に関する詳細な計画を作成し、及び当該対応に係る通信手段を確立すること。この通信手段は、常に利用可能なものとすべきである。

(d) 油による汚染事件への対応を調整する仕組み又は取決めであつて、適当な場合には、必要な資源を調達することが出来るものを確立すること。

(3) 締約国は、直接に又は関係地域機関若しくは関係地域取決めを通じ、次の事項に関する最新の情報が機関に提供されることを確保する。

(a) (1)(a)に規定する組織の所在地及びその電気通信に関する情報並びに、場合により、当該組織が責任を有する区域

(b) 汚染に対応するための資材並びに油による汚染への対応及び海上における救助に関する分野の専門的知識であつて、他の国の要請に応じて提供することが出来るもの

(c) 自国の国家的な緊急時計画

第七条 汚染への対応に関する国際協力

(1) 締約国は、油による汚染事件が重大なものである場合には、影響を受け又は受けるおそれのある締約国の要請に応じ、自国の能力及び関係する資源の利用可能性の範囲内で、当該事件に対応するために協力し、助言を与え、並びに技術上の支援及び資材を提供することに同意する。これらの援助に関する費用の負担については、この条約の附属書に定めるところによる。

(2) 援助を要請した締約国は、(1)の費用の暫定的な調達先を特定するに当たつて機関に援助を要請することが出来る。

(3) 締約国は、適用のある国際協定に従ひ、次のことを容易にするために必要な立法上又は行政上の措置をとる。

(a) 油による汚染事件に対応し又はその対応に必要な人員、貨物、物資及び資材を輸送するために使用される船舶、航空機その他の輸送手段の自国の領域への到着、自国の領域における使用及び自国の領域からの出国

(b) (a)に規定する人員、貨物、物資及び資材の自国の領域への迅速な入国、自国の領域の迅速な通過及び自国の領域からの迅速な出国

第八条 研究開発

(1) 締約国は、油による汚染に係る準備及び対応に関する最新の技術（特に、監視、包囲、回収、拡散、浄化その他油による汚染の影響を最小のものにとどめ又は緩和する方法に関する技術及び原状回復に関する技術）の向上に関する研究開発計画の成果の交換を促進するため、直接に又は、適当な場合には、機関、関係地域機関若しくは関係地域取決めを通じて協力することに同意する。

(2) このため、締約国は、直接に又は、適当な場合には、機関、関係地域機関若しくは関係地域取決めを通じて締約国の研究機関の間の必要な連携を確立することを約束する。

(3) 締約国は、直接に又は機関、関係地域機関若しくは関係地域取決めを通じ、適当な場合には、関係事項特に、油による汚染に対応するための技術及び資材の改良）についての国際的なシンポジウムの定期的な開催を促進するため、協力することに同意する。

(4) 締約国は、機関その他の能力を有する国際機関を通じ、油による汚染に対応するための技術及び資材を相互に利用可能なものとするための基準の作成を奨励することに同意する。

第九条 技術協力

(1) 締約国は、直接に又は機関その他の国際的な組織を通じ、油による汚染に係る準備及び対応に関し、適当な場合には、次のことに関する技術援助を要請する締約国に対して支援を行うことを約束する。

(a) 人員を訓練すること。

(b) 関係する技術、資材及び施設を利用することが出来るよう確保すること。

(c) 油による汚染事件に係る準備及び対応のためのその他の措置の採用を促進すること。

(d) 共同の研究開発計画を開始すること。

(2) 締約国は、油による汚染に係る準備及び対応に関する技術の移転につき、自国の法令及び政策に従つて積極的に協力することを約束する。

第十条 準備及び対応に関する二国間及び多数国間の協力の促進

締約国は、油による汚染に係る準備及び対応に関する二国間又は多数国間の協定を締結するよう努める。これらの協定の写しは、機関に送付される。機関は、締約国の要請に応じ当該写しを提供すべきである。

第十一條 他の条約及び国際協定との関係

この条約のいかなる規定も、他の条約又は国際協定に基づく締約国の権利又は義務を変更するものと解してはならない。

第十二條 制度上の措置

(1) 締約国は、機関に対し、次のことを行う任務を与える。ただし、機関が同意し、かつ、その活動を維持するために十分な資源が利用可能である場合に限る。

(a) 情報に関する役務

(i) 締約国が提供する情報及び他の情報源が提供する関連情報を受領し、取りまとめ、及び要請に応じて公表すること(例えば、第五条の(2)及び(3)、第六条(3)並びに第十条の規定参照)。

(ii) 費用の暫定的な調達先を特定するに当たって援助を提供すること(例えば、第七条(2)の規定参照)。

(b) 教育及び訓練

(i) 油による汚染に係る準備及び対応に関する分野における訓練を促進すること(例えば、第九条の規定参照)。

(ii) 国際的なシンポジウムの開催を促進すること(例えば、第八条(3)の規定参照)。

(c) 技術上の役務

(i) 研究開発に関する協力を促進すること(例えば、第八条の(1)、(2)及び(4)並びに第九条(1)(d)の規定参照)。

(ii) 油による汚染事件への対応に関する国家的又は地域的な能力を確立しようとしている国に助言を与えること。

(iii) 締約国が提供する情報及び他の情報源が

提供する関連情報を分析し(例えば、第五条の(2)及び(3)、第六条(3)並びに第八条(1)の規定参照)、並びに各国に助言を与え又は情報を提供すること。

(d) 技術援助

(i) 油による汚染事件への対応に関する国家的又は地域的な能力を確立しようとしている国に対する技術援助の提供を促進すること。

(ii) 油による重大な汚染事件に直面している国の要請に基づく技術援助及び助言の提供を促進すること。

(2) 機関は、この条に規定する活動を行うに当たり、単独で又は地域取決めを通じ、油による汚染事件に係る準備及び対応に関する各国の能力を強化するよう努める。この場合において、機関は、各国の経験、地域的な協定及び産業上の制度を利用し、並びに開発途上国のニーズに特別の考慮を払う。

(3) この条の規定は、機関が作成し及び常時検討する計画に従って実施する。

第十三條 条約の評価

締約国は、機関において、この条約の有効性を、その目的に照らし、特に協力及び援助の基礎となる原則を考慮して評価する。

第十四條 改正

(1) この条約は、次の(2)又は(3)のいずれかの手続に従って改正することができる。

(2) 機関における審議の後の改正

(a) 締約国の提案する改正案は、機関に提出するものとし、事務局長は、審議の少なくとも六箇月前に、当該改正案を機関のすべての加盟国及びすべての締約国に送付する。

(b) (a)の規定により提案されかつ送付された改正案は、審議のため機関の海洋環境保護委員会に付託される。

(c) 締約国は、機関の加盟国であるかないかを問わず、海洋環境保護委員会の審議に参加する権利を有する。

(d) 改正案は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択される。

(e) (d)の規定に従って採択された改正は、受諾のため、事務局長によりすべての締約国に送付される。

(f) (i) この条約のいずれかの条又は附属書の改正は、締約国の三分の二により受諾された日に受諾されたものとみなされる。

(ii) 付録の改正は、海洋環境保護委員会が当該改正を採択する際に決定する期間(十箇月以上とする)を経過した日に受諾されたものとみなされる。ただし、当該期間内に三分の一以上の締約国が事務局長に対し異議を通告した場合は、この限りでない。

(g) (i) (f)の規定により受諾されたこの条約のいずれかの条又は附属書の改正は、事務局長に対し受諾の通告を行った締約国について、当該改正が受諾されたものとみなされる日の後六箇月で効力を生ずる。

(ii) (f)の規定により受諾された付録の改正は、すべての締約国について、当該改正が受諾されたものとみなされる日の後六箇月で効力を生ずる。ただし、同日前に異議を通告した締約国については、この限りでない。締約国は、事務局長に対して通告を行うことにより、先に通告した異議をいつでも撤回することができる。

(3) 会議による改正

(a) 事務局長は、いずれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合には、この条約の改正について審議するため、締約国会議を招集する。

(b) 事務局長は、締約国会議において出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択された改正を、受諾のため、すべての締約国に送付する。

(c) 改正は、締約国会議において別段の決定が行われない限り、(2)の(f)及び(g)に定めるところにより、受諾されたものとみなされ、かつ、効力を生ずる。

(4) 附属書又は付録を追加するための改正は、附属書の改正に適用される手続に従って採択され及び効力を生ずる。

(5) (2) (f) (i) の規定によるいずれかの条若しくは附属書の改正若しくは(4)の規定による附属書若しくは付録を追加するための改正を受諾しなかつた締約国又は(2) (f) (ii) の規定による付録の改正に異議を通告した締約国は、これらの改正の適用上、締約国でない国として取り扱われる。この取扱いは、(2) (f) (i) の規定による受諾の通告又は(2) (g) (ii) の規定による異議の撤回が行われた際に終了する。

(6) 事務局長は、この条の規定に基づいて効力を生ずる改正及びその効力発生の日をすべての締約国に通報する。

(7) この条の規定に基づく改正に係る受諾、異議又は異議の撤回は、事務局長への書面による通告によって行われ、事務局長は、当該通告及びその受領の日を締約国に通報する。

(8) 付録には、技術的な性質を有する規定のみを定める。

第十五条 署名、批准、受諾、承認及び加入

(1) この条約は、機関の本部において、千九百九十年十一月三十日から千九百九十年十一月二十九日まで署名のため、その後は加入のため、開放しておく。いずれの国も、次のいずれかの方法によって締約国となることができる。

(a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

(b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。

(c) 加入すること。

第十六条 効力発生

(1) この条約は、十五以上の国が前条に定めるところにより批准、受諾若しくは承認を条件とすることなく署名し又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書を寄託した日の後十二箇月で効力を生ずる。

(2) この条約の効力発生のための要件が満たされた日からこの条約の効力発生の日までの間にこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国については、その批准、受諾、承認又は加入は、この条約の効力発生の日又は当該文書の寄託の日の後三箇月を経過した日のいずれか遅い日に効力を生ずる。

(3) この条約の効力発生の日後にこの条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した国については、この条約は、当該文書の寄託の日

の後三箇月で効力を生ずる。

(4) この条約の改正が第十四条の規定に従って受諾されたものとみなされる日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正された条約に係るものとする。

第十七条 廃棄

(1) 締約国は、自国についてこの条約の効力が生じた日から五年を経過した後は、いつでもこの条約を廃棄することができる。

(2) 廃棄は、事務局長への廃棄書の送付によって行われる。

(3) 廃棄は、事務局長が廃棄書を受領した後十二箇月で、又は廃棄書に明記されたこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

第十八条 寄託者

(1) この条約は、事務局長に寄託する。

(2) 事務局長は、次のことを行う。

(a) すべての署名国又は加入国に対して次の事項を通報すること。

(i) 新たに行われた署名又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託及びその署名又は寄託の日

(ii) この条約の効力発生の日

(iii) この条約の廃棄書の寄託、その受領の日及びその廃棄が効力を生ずる日

(b) すべての署名国又は加入国の政府に対し、この条約の認証書を交付すること。

(3) 寄託者は、この条約が効力を生じたときは直ちに、国際連合憲章第百二条の規定に従い、この条約の認証書を登録及び公表のため国際連合事務総長に送付する。

第十九条 言語

この条約は、ひとしく正文であるアラビア語、

中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成する。

以上の証拠として、下名は、各目の政府から正當に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百九十年十一月三十日にロンドンで作成した。

審査報告書

精神保健法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年五月十一日

厚生委員長 種田 誠

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、障害者基本法及び地域保健法の成立を踏まえ、精神障害者の社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者の保健福祉施策の充実を図るとともに、適正な精神医療の確保等所要の措置を講じ、併せて、精神医療に係る公費負担医療の公費優先の仕組みを保険優先の仕組みに改めようとするものであり、妥当な措置と認め

る。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
平成七年度一般会計予算(厚生省所管)において、精神医療の公費負担制度の改正に伴う、精神保健費等の国庫負担及び国庫補助等の支出減

は、約七十一億円と見込まれる。

附帯決議

政府は、精神障害者のノーマライゼーションを推進する見地から、次の事項につき適切な措置を講ずるべきである。

一、精神障害者手帳制度の創設に当たっては、障害者のプライバシー保護に最大限の配慮を図ると同時に、手帳の有無にかかわらず、社会復帰施設の利用などができるようにすること。

また、手帳制度に基づく福祉的措置の充実が図られるよう努めること。

二、精神障害者の社会復帰と自立と社会参加を促進するため、社会復帰施設等の積極的な整備に努力すること。

また、今回法定化が見送られた小規模作業所の制度的位置付けに向けて検討を進めるとともに、精神障害者の地域における生活の支援のための拠点の整備に努めること。

三、精神保健におけるチーム医療を確立するため、精神科ソーシャルワーカー及び臨床心理技術者の国家資格制度の創設について検討を進め、速やかに結論を得ること。

四、より良い精神医療の確保や精神障害者の社会復帰を促進するという観点から、精神保健を担当職員の確保に努めるとともに、患者の病状に応じた適切な精神医療が行えるよう、社会保険診療報酬の改定に当たっては、必要に応じ、所要の措置を講じること。

また、精神医療審査会が、患者権利擁護機関として機能できるよう、運営等について検討すること。

五、精神保健指定医の研修内容の充実を図ること

十七条の五を第十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

第十六条及び第十七条 削除

「第四章 精神保健指定医」を「第四章 精神保健指定医及び精神病院」に改める。

第十九条中「五年」とを「五の年度(毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この条において同じ。)」と厚生大臣が定める年度において「に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第一項の規定による指定は、当該指定を受けた者が前項に規定する研修を受けなかつたときは、当該研修を受けるべき年度の終了の日

にその効力を失う。ただし、当該研修を受けなかつたことにつき厚生省令で定めるやむを得ない理由が存すると厚生大臣が認めるときは、この限りでない。

第十九条の三中「第十九条」を「第十九条第一項」に改める。

第十九条の五中「第十九条」を「第十九条第一項」に改め、第四章中同条を第十九条の六とする。

第十九条の四第一項中「第二十二」を「第三十三」を「第二十二」条の四第三項に改め、同条の次に次の一条を加える。

(指定医の必置)

第十九条の五 第二十九條第一項、第二十九條の二第一項、第三十三條第一項若しくは第二項、第三十三條の四第一項又は第三十四條の規定により精神障害者を入院させている精神病院(精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第十九条の十を除き、以下同じ。)の管理者は、厚生省令で定めるところにより、

その精神病院に常時勤務する指定医を置かなければならない。

第四章に次の一節を加える。

第二節 精神病院

(都道府県立精神病院)

第十九条の七 都道府県は、精神病院を設置しなければならぬ。ただし、次条の規定による指定病院がある場合においては、その設置を延期することができる。

(指定病院)

第十九条の八 都道府県知事は、国及び都道府県以外の者が設置した精神病院であつて厚生大臣の定める基準に適合するものの全部又は一部を、その設置者の同意を得て、都道府県が設置する精神病院に代わる施設(以下「指定病院」という。)として指定することができる。

(指定の取消)

第十九条の九 都道府県知事は、指定病院が、前条の基準に適合しなくなつたとき、又はその運営方法がその目的遂行のために不当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定によりその指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、地方精神保健福祉審議会の意見を聴かなければならない。

(国の補助)

第十九条の十 国は、都道府県が設置する精神病院及び精神病院以外の病院に設ける精神病室の設置及び運営に要する経費(第三十条第一項の規定により都道府県が負担する費用を除く。次項において同じ。)に対し、政令の定めるところにより、その二分の一を補助する。

により、その二分の一を補助する。

2 国は、営利を目的としない法人が設置する精神病院及び精神病院以外の病院に設ける精神病室の設置及び運営に要する経費に対し、政令の定めるところにより、その二分の一以内を補助することができる。

第五章第二十條の前に次の節名を付する。

第一節 保護者

第二十二條の三中(「精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。」を削り、同条の前に次の節名を付する。

第二節 任意入院

第二十三條の前に次の節名を付する。

第三節 指定医の診察及び措置入院

第二十九條第四項中「第五條」を「第十九條の八」に、「収容しなければ」を「入院させなければ」に改め、同条第五項を削る。

第二十九條の二第四項中「収容」を「入院」に改める。

第二十九條の四第一項及び第二十九條の五中「収容して」を「入院させて」に改める。

第三十條の見出し中「支弁及び」を削り、同条第一項中「の支弁とする」を「が負担する」に改め、同条第二項中「前項の規定により都道府県が支弁した経費に対し」を「都道府県が前項の規定により負担する費用を支弁したときは」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(他の法律による医療に関する給付との調整)
第三十條の二 前条第一項の規定により費用の負担を受ける精神障害者が、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、船員保険法(昭和十四

年法律第七十三号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百八十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)、地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第五十二号)又は老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。

第三十二條の見出しを「(通院医療)」に改め、同条第一項中「(大正十一年法律第七十号)」を削り、「収容しない」を「入院しない」に、「二分の一」を「百分の九十五に相当する額」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「六月」を「二年」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「地方精神保健審議会」を「地方精神保健福祉審議会」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第五項とする。

ただし、当該申請に係る精神障害者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているときは、この限りでない。

第三十二條第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の申請は、厚生省令で定める医師の診断書を添えて行わなければならない。ただし、当該申請に係る精神障害者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているときは、この限りでない。

第三十二條の前に次の節名を付する。

第四節 通院医療

第三十二條の四を次のように改める。

第三十二條の四 第三十條の二の規定は、第三十

二条第一項の規定による都道府県の負担について準用する。

第三十三條の前に次の節名を付する。

第五節 医療保護入院等

第三十三條の三ただし書中「ただし」の下に「当該入院措置を採つた日から四週間を経過する日までの間であつて」を加える。

第三十三條の五中「第十一條第二項」を「第十九條の九第二項」に改める。

第三十六條の前に次の節名を付する。

第六節 精神病院における処遇等

第三十八條の二第一項中「収容して」を「入院させて」に改める。

第四十一條の前に次の節名を付する。

第七節 雑則

第四十二條から第四十八條までを削り、第四十九條を第四十二條とし、第五十條を第四十三條とする。

第五十一條中「から前条まで」を「第二十條から前条まで及び第四十七條第一項に」、「これらの規定を」第二十四條、第二十七條第二項、第二十八條の二第一項、第二十九條第一項及び第二項、第二十九條の二第一項、第二十九條の四、第二十九條の五、第三十二條第一項並びに第三十八條に、「精神障害者」とあるのは「覚せい剤の慢性中毒者」を「第四十七條第一項中「精神保健及び精神障害者の福祉」とあるのは「精神保健」に改め、同条を第四十四條とする。

第五十二條中「第五十一條」を「第四十四條」に改める。

第五十三條第一項中「地方精神保健審議会」を「地方精神保健福祉審議会」に、「第四十三條第五

十一條」を「第四十七條第一項（第四十四條）に、「都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長」を「都道府県知事等」に改める。

第五十四條、第五十五條及び第五十七條中「第五十一條」を「第四十四條」に改める。

第六十條を第九條とする。

第五十一條の四中「精神障害者地域生活援助事業」の下に「又は精神障害者社会適応訓練事業」を加える。

第五章の二を第七章とする。

第五章の次に次の一章を加える。

第六章 保健及び福祉

第一節 精神障害者保健福祉手帳
(精神障害者保健福祉手帳)
第四十五條 精神障害者(精神薄弱者を除く。以下この章及び次章において同じ。)は、厚生省令で定める書類を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その所在地)の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めるときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならない。

3 前項の規定による審査の結果、申請者が同項の政令で定める精神障害の状態にないと認めるときは、都道府県知事は、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の申請に対して決定をするには、地方精神保健福祉審議会の意見を聴かなければならない。ただし、申請者が精神障害を支給事由とする年金たる給付で厚生省令

で定めるものを受けているときは、この限りでない。

5 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、厚生省令で定めるところにより、二年ごとに、第二項の政令で定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の認定について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、精神障害者保健福祉手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

(精神障害者保健福祉手帳の返還等)
第四十五條の二 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、前条第二項の政令で定める精神障害の状態がなくなつたときは、速やかに精神障害者保健福祉手帳を都道府県に返還しなければならない。

2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、精神障害者保健福祉手帳を譲渡し、又は貸与してはならない。

第二節 相談指導等

(正しい知識の普及)
第四十六條 都道府県及び市町村は、精神障害者についての正しい知識の普及のための広報活動等を通じて、精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるように努めなければならない。

(相談指導等)
第四十七條 都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都道府県等」という。)は、必要に応じて、次条第一項に規定する精神保健福祉相

談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

2 都道府県等は、必要に応じて、医療を必要とする精神障害者に対し、その精神障害の状態に応じた適切な医療施設を紹介しなければならない。

3 精神保健福祉センター及び保健所は、精神障害者の福祉に関する相談及び指導を行うに当たっては、福祉事務所(社会福祉事業法昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。その他の関係行政機関との連携を図るよう努めなければならない。

4 市町村(保健所を設置する市及び特別区を除く。)は、第一項及び第二項の規定により都道府県が行う精神障害者に関する事務に必要な協力をするとともに、必要に応じて、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、及びこれらの者を指導するよう努めなければならない。

(精神保健福祉相談員)
第四十八條 都道府県等は、精神保健福祉センター及び保健所に、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等を訪問して必要な指導を行うための職員(次項において「精神保健福祉相談員」という。)を置くことができる。

2 精神保健福祉相談員は、学校教育法(昭和二

十二年法律第二十六号)に基づく大学において社会福祉に関する科目を修めて卒業した者であつて、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識及び経験を有するものその他政令で定める資格を有する者のうちから、都道府県知事等が任命する。

(施設及び事業の利用の調整等)

第四十九条 保健所長は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者から求めがあつたときは、その精神障害者の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障害者が最も適切な精神障害者社会復帰施設又は精神障害者地域生活援助事業若しくは精神障害者社会適応訓練事業(以下この条において「精神障害者地域生活援助事業等」という。)の利用ができるよう、当該精神障害者の精神障害者社会復帰施設又は精神障害者地域生活援助事業等の利用について、相談に応じ、並びにあつせん及び調整を行うとともに、必要に応じて、精神障害者社会復帰施設の設置者又は精神障害者地域生活援助事業等を行う者に対し、当該精神障害者の利用の要請を行うものとする。

2 精神障害者社会復帰施設の設置者又は精神障害者地域生活援助事業等を行う者は、前項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第三節 施設及び事業

(精神障害者社会復帰施設の設置)

第五十条 都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者社会復帰施設を設置することができる。

2 市町村、社会福祉法人その他の者は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、社会福祉事業法の定めるところにより、精神障害者社会復帰施設を設置することができる。

(精神障害者社会復帰施設の種類)

第五十条の二 精神障害者社会復帰施設の種類は、次のとおりとする。

- 一 精神障害者生活訓練施設
- 二 精神障害者授産施設
- 三 精神障害者福祉ホーム
- 四 精神障害者福祉工場

2 精神障害者生活訓練施設は、精神障害者のため家庭において日常生活を営むのに支障がある精神障害者が日常生活に適応することができるよう、低額な料金で、居室その他の設備を利用させ、必要な訓練及び指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設とする。

3 精神障害者授産施設は、雇用されることが困難な精神障害者が自活することができるように、低額な料金で、必要な訓練を行い、及び職業

業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設とする。

4 精神障害者福祉ホームは、現に住居を求めている精神障害者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、その者の社会復帰の促進及び自立の促進を図ることを目的とする施設とする。

5 精神障害者福祉工場は、通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を雇用し、及び社会生活への適応のために必要な指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図ることを目的とする施設とする。

(精神障害者地域生活援助事業)

第五十条の三 都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立の促進を図るため、精神障害者地域生活援助事業(地域において共同生活を営むのに支障のない精神障害者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。以下同じ。)を行うことができる。

2 市町村、社会福祉法人その他の者は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立の促進を図るため、社会福祉事業法の定めるところにより、精神障害者地域生活援助事業を行うことができる。

(精神障害者社会適応訓練事業)

第五十条の四 都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者社会適応訓練事業(通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を精神障害者の社会経済活動への参加の促進に熱意のある者に委託して、職業を与えるとともに、社会生活への適応のために必要な訓練を行う事業をいう。以下同じ。)を行うことができる。

(国又は都道府県の補助)

第五十一条 都道府県は、精神障害者社会復帰施設の設置者又は精神障害者地域生活援助事業を行う者に対し、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

- 一 精神障害者社会復帰施設の設置及び運営に要する費用
- 二 精神障害者地域生活援助事業に要する費用

2 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、次に掲げる費用の一部を補助することができる。

- 一 都道府県が設置する精神障害者社会復帰施設の設置及び運営に要する費用
- 二 都道府県が行う精神障害者地域生活援助事業及び精神障害者社会適応訓練事業に要する費用

三 前項の規定による補助に要した費用

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。ただし、第十九条の改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに第十九条の四の次に一条を加える改正規定は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の第五条の規定による指定を受けている精神病院(精神病院以外の病院に設けられている精神病室を含む。)についての改正後の第十九条の九第一項の規定の適用については、平成七年七月一日から平成八年三月三十一日までの間は、同項中「指定病院が、前条の基準に適合しなくなつたとき、又はその」とあるのは、「指定病院の」とする。

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(麻薬及び向精神薬取締法の一部改正)

第四条 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五十八條の七中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改める。

第五十八條の十八を第五十八條の十九とし、第五十八條の十七を第五十八條の十八とし、第五十八條の十六の次に次の一条を加える。

(都道府県の負担)

第五十八條の十七 第五十八條の八第一項の規定により都道府県知事が入院させた麻薬中毒者の入院に要する費用は、都道府県が負担する。

2 前項の規定による都道府県の負担については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十條の二の規定を準用する。

第五十九條第三号を次のように改める。

三 第五十八條の十七第一項の規定により負担する費用

第五十九條第五号中「第五十八條の十七第一項を」第五十八條の十八第一項に改める。

第七十條第二十一号中「第五十八條の十八」を「第五十八條の十九」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第五條 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條第六号中「精神保健」の下に「及び精神障害者の福祉」を加える。

(医療法の一部改正)

第六條 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第四十二條第四号中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に、「第十條」を「第五十條の二」に、「第十條の二」を「第五十條の三」に改める。

(社会福祉事業法の一部改正)

第七條 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第三号の三中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改める。

第六條第二項中「児童福祉」の下に「及び精神障害者福祉」を加える。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)

第八條 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)を次のように改正する。

第三十一條第一項中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に、「第三條」を「第五條」に改める。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第九條 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表精神病院の項中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に、「第六條及び第六條の二」を「第十九條の十」に改める。

(消費税法の一部改正)

第十條 消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。

健及び精神障害者福祉に関する法律」に改め、同表第七号イ中「精神保健法」第十條第一項第二号を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第五十條の二第一項第一号に改め、「精神障害者授産施設」の下に「及び同項第四号に規定する精神障害者福祉工場」を加える。

(社会保険診療報酬支払基金法等の一部改正)

第十一條 次に掲げる法律の規定中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改める。

一 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百九号)第十三條第二項

二 優生保護法(昭和二十三年法律第五十六号)第十二條及び第十四條第三項

三 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二條の十四第一項及び第七十二條の十七第一項

四 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第五條第一項第二号

五 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第二十八條第二項第三号

六 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十八号)第十五條第六項

七 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)附則第五條第一項第三号

八 国民健康保険法等の一部を改正する法律

(平成七年法律第 号)第一条のうち、第百十八条の二の改正規定

(精神保健法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十二条 精神保健法等の一部を改正する法律(平成五年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、精神保健法の目次の改正規定及び第五章の次に二章を加える改正規定中「第五章の三」を「第八章」に改める。

附則第一条中「第五章の三」を「第八章」に改める。

附則第六条のうち、第二百五十二条の十九第一項第十一号の次に一号を加える改正規定中「精神保健」の下に「及び精神障害者の福祉」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第十三条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第十二号中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改める。

第七条第三項中「重要事項」の下に、「精神障害者の福祉に関する事項を含み」を加える。

審査報告書

結核予防法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年五月十一日

厚生委員長 種田 誠

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年の結核罹患率の低下傾向の鈍化、地域格差の拡大等結核を取り巻く環境の変化に対応し、国及び地方公共団体の義務に係る規定の整備等を行うとともに、結核に係る公費負担医療の公費優先の仕組みを保険優先の仕組みに改めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

平成七年度一般会計予算(厚生省所管)において、結核医療の公費負担制度の改正に伴う、結核医療費等の国庫負担及び国庫補助等の支出減は、約七十六億円と見込まれる。

結核予防法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年四月二十七日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

結核予防法の一部を改正する法律案

結核予防法の一部を改正する法律

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十四条」を「第六十三条の二」に改める。

第二条中「つとめなければ」を「努めなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、結核の予防及び結核患者の適正な医療に関する施策を講ずるに当たっては、地域の特性に配慮しつつ、総合的に実施するよう努めなければならない。

第三十四条第一項中「省令」を「厚生省令」に、「二分の一」を「百分の九十五に相当する額」に改め、同条第四項中「基く」を「基づく」に改める。

第三十七条第一項中「第三十四条第一項」の下に「又は第三十五条第一項」を、「昭和三十三年法律

第二百二十八号」の下に、他の法律において準用し、又は例による場合を含む。」を加え、「又は私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)(以下「社会保険各法」という。)の規定

による被保険者、労働者、組合員又は被扶養者(以下「被保険者等」という。)である場合において

は、保険者若しくは共済組合又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)(以下「保険者等」という。)

は、社会保険各法を削り、「によつてなすべき給付のうち、その医療に要する費用の二分の一を超

える部分については、給付をなす」を「により医療

に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において、第三十四条

第一項又は第三十五条第一項の規定による負担をする」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同

条第四項中「第三十五条第一項の規定により」を「第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定

による」に改め、「児童福祉法」の下に「(昭和二十二年法律第六十四号)を加え、「行わない」を

「行わない」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

第四十一条第四項及び第五項を削る。

第五十一条第十号中「又は支払」を削る。

第五十二条中「市町村は」を「市町村(特別区を含む。以下同じ。)」に改める。

第十章中第六十四条の前に次の一条を加える。

(知識の普及等)

第六十三条の二 国及び地方公共団体は、結核に

関する正しい知識の普及を図らなければならない。

2 国は、結核に関する情報の収集、整理及び分

析並びに研究の推進に努めなければならない。

第六十七条中「から第四項まで」を削り、「第四

十一条第一項及び第四項」を「第四十一条第一項

に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年七月一日(以下「施

行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第二条 施行日前に行われた医療又は移送に係る結核予防法の規定による療養費の額については、なお従前の例による。

第三条 施行日前に行われた医療に係る結核予防法の規定による療養費については、この法律による改正前の第四十一条第一項又は第四項の規定により支給し、又は支払うものとする。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第六号中「又は支払い」を削る。

別表第二第一号(二)中「支給し又は支払う」を「支給する」に改める。

平成七年五月十二日 参議院會議録第二十一号

一六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局	
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 三円(送料別)